



内閣府
男女共同
参画局

男女共同参画機構の役割 及び男女共同参画センターの機能強化

令和8年1月
内閣府男女共同参画局総務課

独立行政法人男女共同参画機構法 概要

法案の趣旨

男女共同参画社会基本法の施行から25年、我が国の男女共同参画の現状を見ると、意思決定過程への女性の参画、女性の経済的自立等、なお一層の努力が必要とされている。

こうした現状に鑑み、国の実施体制を強化するため、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として独立行政法人男女共同参画機構を新設する。

また、同機構に「センター・オブ・センターズ」としての機能を付与し、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を強力に支援することで、女性に選ばれる地方づくりを後押しする。

法案の概要

独立行政法人男女共同参画機構を設立する。

業務内容

①広報・啓発活動

- ・男女共同参画社会の形成に関する国民の理解を深めるための広報・啓発活動を行う。

②ネットワーク形成

- ・地域の実情に応じて男女共同参画社会の形成を促進していくため、男女共同参画センターを拠点としたネットワーク形成を支援する。

③研修

- ・施設設置型法人とせず、全国各地におけるアウトリーチ型研修や、オンラインでの研修、研修・教育プログラムの提供などを行う。

④専門的な調査及び研究

- ・各地の男女共同参画センターが把握する地域の男女共同参画に関する課題等の把握・分析を行うとともに、データベースを構築する。

⑤情報及び資料の収集、整理及び提供

- ・地域における男女共同参画社会の形成の促進に係る取組の好事例等の収集・提供、各地域の男女共同参画に関する課題等の情報の整理・提供を行う。

⑥各地の男女共同参画センター等に対する助言

- ・各地の男女共同参画センターにおける個別事業の実施方法や、関係機関との連携方法など、①～⑤の業務に関するアドバイスを行う。

主務大臣

内閣総理大臣及び文部科学大臣(文部科学大臣は女性教育に関する業務に係る事項に限る)とする。

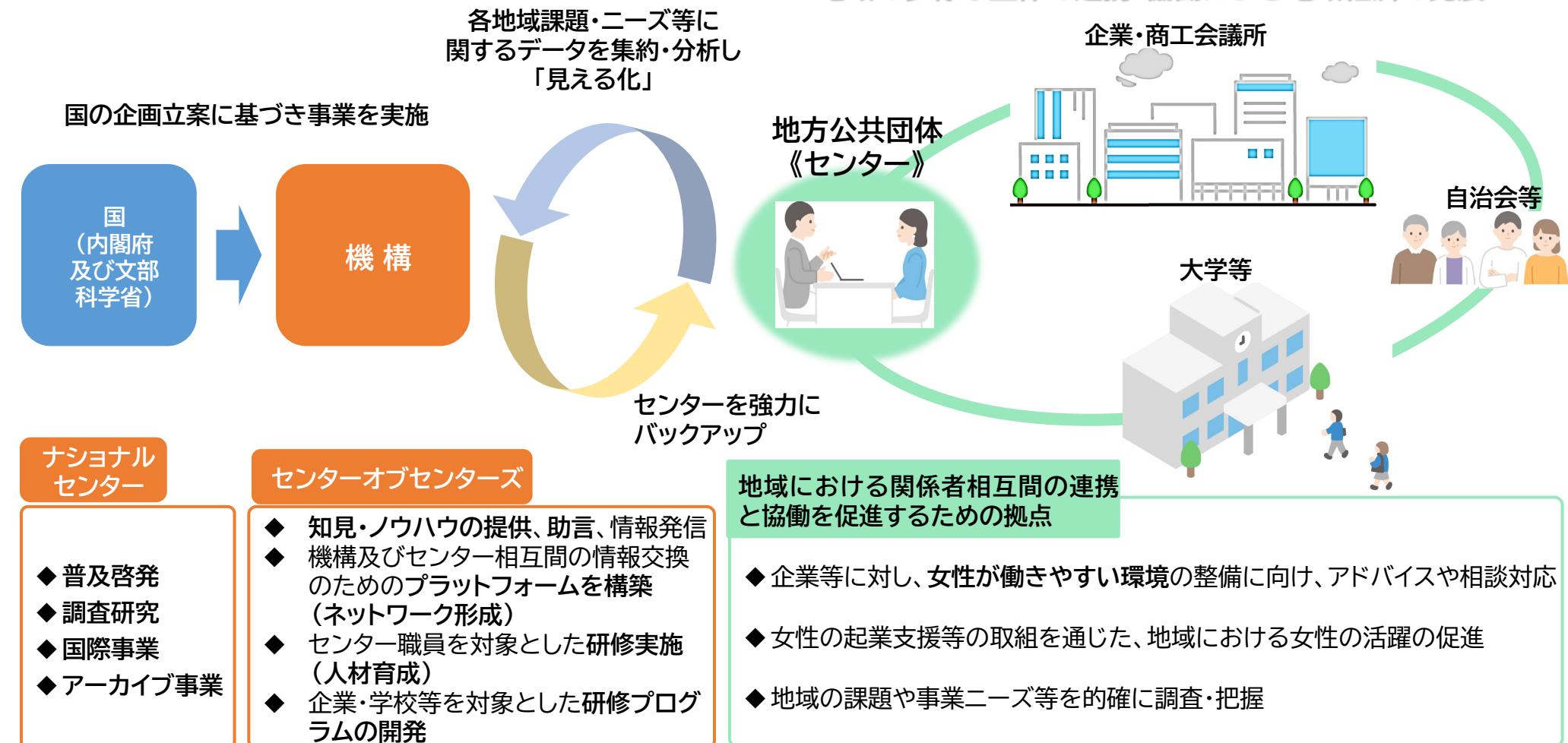
施行期日

令和8年4月1日(独立行政法人男女共同参画機構の設立の準備に係る規定等は公布の日)

機構による地域における女性活躍の推進の支援

- 国の実施体制を強化するため、女性活躍・男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として機構を令和8年4月1日に設立する。
- また、同機構に「センターオブセンターズ」としての機能を付与し、地域における諸課題の解決に取り組む各地のセンター等を強力に支援することで、女性が活躍でき、暮らしやすい地方づくりを後押しする。

地域の多様な主体の連携・協働による地域経済の発展

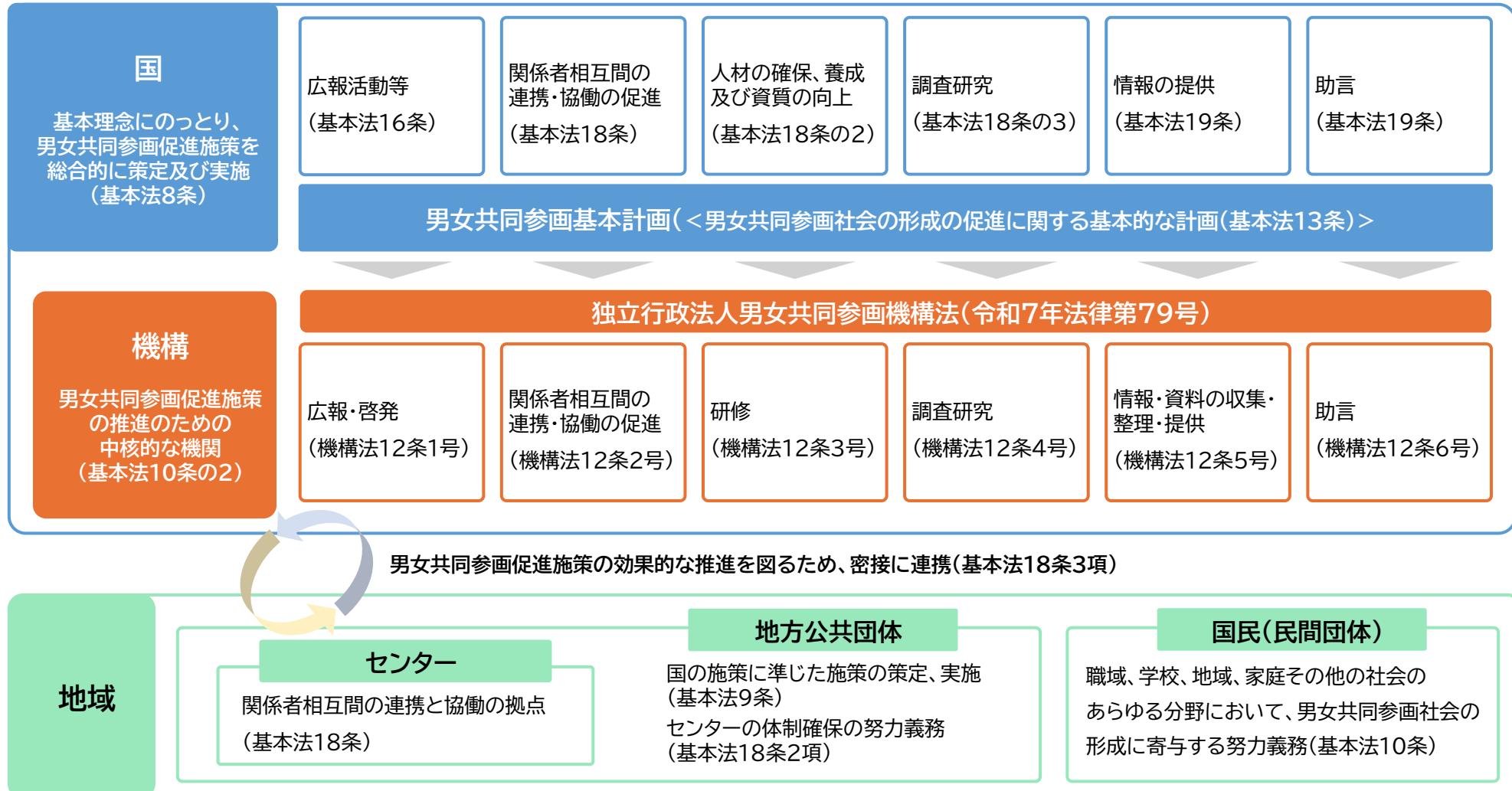


男女共同参画施策における、国・機構・地域の関係

男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)

● 男女共同参画社会の形成についての基本理念

「男女の人権の尊重」(3条) 「社会における制度又は慣行についての配慮」(4条) 「政策等の立案及び決定への共同参画」(5条)
「家庭生活における活動と他の活動の両立」(6条) 「国際的協調」(7条)



男女共同参画センターの機能強化に関する経緯

背景

- 男女共同参画センターは、男女共同参画に関する**地域の様々な課題に応じ**、様々な役割を果たしてきた。
- 我が国の**男女共同参画の取組**は、一定の進展を見せていくものの、引き続き**取組を加速していく必要**。特に、地方の若年女性の大都市への転出が大きな課題となる中、地域における男女共同参画を進め、**女性が活躍でき、暮らしやすい地域**を実現していくことが必要。



政府における検討経緯

- 男女共同参画機構の新設のほか、センターの機能強化や、センターに求められる役割等について議論。
〔「独立行政法人国立女性教育会館及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ」報告書（令和5年4月）
「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ」提言（令和6年10月）〕
- 検討過程で、センターの法定化や国の機関による助言等の支援を求める意見。



令和7年6月 (独)男女共同参画機構法・整備法の成立

⇒ 男女共同参画社会基本法を改正し、「男女共同参画センター」を法定化

- ・男女共同参画センターを、**関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点**として位置付け
- ・地方公共団体に、センターの機能を担う体制を単独又は共同で確保する努力義務
- ・男女共同参画機構がセンターを支援し、関係者と連携して施策を推進するための中核的な機関としての役割を果たすこと
- ・センターとしての機能を担う者に、業務を行うに当たって男女共同参画機構と密接に連携する努力義務

等

ガイドラインの目的及び男女共同参画センターの法的位置付け

●ガイドラインの目的

センターの基本的考え方や業務及び運営についての留意点等を示すとともに、機構との連携・協働の在り方等を示す（技術的助言）

【男女共同参画センターの法的位置付け】

※基本法：男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

※機構法：独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第79号）

国

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務
(基本法第8条)

男女共同参画機構

業務の1つに
関係者相互間の
連携と協働の促進
(機構法第12条第2号)

関係者相互の
連携と協働により、
男女共同参画施策を
効果的に推進

例 把握したニーズや
課題の情報提供

連携と協働

例 課題の地域ごとの
分析結果の共有

地方公共団体

男女共同参画社会の形成の促進に
関し、**国の施策に準じた施策**及び
その他の**その地方公共団体の区域の
特性に応じた施策**を策定し、
実施する責務
(基本法第9条)

男女共同参画センターの機能を担う
体制確保の努力義務
(基本法第18条第2項)

男女共同参画センター

関係者相互間の
連携と協働の拠点
(基本法第18条第2項)

地 域

住民・
民間団体等

例 近隣学校での
出前講座

連携と協働

例 起業希望者向け講座への
講師派遣

男女共同参画センターの業務

- 地方公共団体は、地域の特性に応じた男女共同参画施策を策定・実施
- **男女共同参画センター（連携と協働の拠点）を活用して男女共同参画施策を効果的に推進**

【男女共同参画センターの業務】 ※別途、事例集を作成・公表。

①地域の課題及びニーズの把握

- ・地域においてどのような分野でどのような男女間格差が存在するのか等を掘り起こし、分析。
- ・男女共同参画の観点から、地域住民が直面する悩みや問題、センターに対するニーズ等をきめ細かく把握。

②広報・啓発、講座・研修

- ・男女共同参画をわかりやすく伝えていく情報発信の拠点。資料や情報の収集・整理や、調査結果の公表等。
- ・女性活躍・男女共同参画を推進し、地域の課題の解決に資する講座・研修の実施。

③地域の課題解決のための企画立案等への参画

- ・地方公共団体の男女共同参画部局の施策に必要な助言等。
- ・先駆的なパイロット事業の展開。
- ・女性活躍・男女共同参画の観点からの、地域課題の解決に向けた施策の検討への寄与。

④相談対応

- ・男女間の格差に起因する地域住民の相談に寄り添い、必要な支援につなげるなどの対応。
- ・蓄積された相談の内容や傾向を整理・分析を行い、地域の男女共同参画に関する課題把握に貢献。

⑤様々な関係者との連携

- ・連携・協働の拠点として、地域の経済団体、企業、自治会、NPO等や、地方公共団体の産業部局、地域振興部局、相談支援機関等と連携。

男女共同参画センターの業務の具体例（女性の起業支援事業）

川崎市男女共同参画センター「すくらむ21」 【神奈川県川崎市】

概要

日本政策金融公庫や中小企業診断士等、地域の協力を得て相談や講座を実施。
女性起業家交流会や「すくらむマルシェ」を開催。

● 地域の機関等の協力を得て相談や講座を実施

川崎市産業振興財団や川崎市信用保証協会、日本政策金融公庫川崎支店等の協力を得て、起業家向け無料相談やSNS活用セミナー、法律講座等を開催し、起業のノウハウや情報等を提供している。就業中の方も参加しやすいよう、平日昼間開催のみではなく、平日夜間や土日開催も行っている。

● 女性起業家交流会や「すくらむマルシェ」

創業後の悩み等について直接意見交換ができる場として、女性起業家交流会を開催。起業家同士のネットワークの形成にもつながっている。また、起業を目指す女性等が事業者となる「すくらむマルシェ」を開催。起業の第一ステップとなっている。



開催された講座の様子

滋賀県男女共同参画センター「G-NETしが」 【滋賀県】

概要

「女性の起業応援センター」において、起業を目指す女性を対象に、起業前から起業後までの各段階に合わせた“トータルサポート”を実施。

● 起業相談、起業支援セミナー

起業にチャレンジしようとする女性、起業後から軌道に乗るまでの段階にある女性に、専門的なアドバイスを行うなどの相談事業や起業セミナーを実施。また、新たな事業展開や学び直しのためのリスクリソースコースも開催。

● チャレンジショップ体験、オンラインマルシェ事業

専門のアドバイザーの助言を受けながら、商品販売やセミナー、ワークショップ企画、広報・PR、接客、商品ディスプレイ等を体験できる場を提供。自身の出店に興味を持ってもらえるか、売上げはどれくらいかなどについてリサーチし、実際の出店につなげることを目的に実施。



セミナーの様子



男女共同参画機構との連携

- **男女共同参画機構**は、地方公共団体（男女共同参画センター）と**ネットワークを構築し、地方公共団体の実施する施策を強力にバックアップ**

男女共同参画機構

- ・センター職員等への研修の実施や研修コンテンツの提供
- ・センター運営に関する基本的データの調査や優良事例の横展開
- ・センター間の情報共有や意見交換の場の提供
- ・センターによる「見える化」の取組への支援（調査手法の開発、相談への対応など）
- ・各センターが把握した課題、ニーズ等の収集・整理・分析
- ・センターの事業実施に資する人材バンクの作成・情報提供

地方公共団体 (男女共同参画センター)

- ①地域の課題及びニーズの把握
- ②広報・啓発、講座・研修
- ③地域の課題解決のための企画立案等への参画
- ④相談対応
- ⑤様々な関係者との連携



男女共同参画センターの業務実施のための環境整備等

①人材の確保・育成

- 職員の効果的・継続的な資質の向上や健康に配慮した勤務環境等、能力と業務に見合った待遇に配慮

②施設の設置についての留意点

- 都道府県と市町村、近隣市町村間での共同設置のほか、近隣センター間での役割分担による連携も可能
- 必ずしもセンター単独の施設が必要というものではなく、既存の施設に男女共同参画センターの名称・機能を付与することも考えられるが、単独の施設を置く方が利用者にとってよりよい環境となる場合がありうる

③業務のデジタル化・個人情報保護等

- デジタル技術の徹底活用による業務の効率化
- 個人情報保護と関係者相互の連携のバランスを図るため、個人情報の取扱いについて業務マニュアル等を策定

④効果検証等

- 男女共同参画センターが主催する事業については、常に地域の男女共同参画社会の形成を促進する上でどのような意義があるのかを意識するとともに、住民に対する説明責任を果たせるよう十分に留意
- 女性活躍・男女共同参画の推進という本来の目的の達成に真に資する取組に重点を置いた事業展開を行うため、不斷に事業内容を検証し、見直しを図る必要

参照条文

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）（抄）

※令和8年4月1日施行部分を含む。

（独立行政法人男女共同参画機構の役割）

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

（連携及び協働の促進）

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するためには必要な施策を講ずるように努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するためには必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。
- 3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するよう努めるものとする。

独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第79号）（抄）

※令和8年4月1日施行。

（業務の範囲）

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 基本法第八条に規定する基本理念に関する国民の理解を深めるための啓発活動及び広報活動を行うこと。
- 二 男女共同参画促進施策に関する国及び地方公共団体の機関並びに民間の団体その他の関係者相互間の連携及び協働の促進を行うこと。
- 三 女性教育関係者その他の国及び地方公共団体において男女共同参画促進施策の策定及び実施に関する業務に従事する職員並びに民間の団体において男女共同参画促進施策に関する活動に従事する者並びに外国の機関の職員であつてその国における男女共同参画社会の形成の促進に関する業務に従事するものに対する研修を行うこと。
- 四 女性教育に関する専門的な調査及び研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画促進施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究を行うこと。
- 五 女性教育に関する情報及び資料その他の国及び地方公共団体の男女共同参画促進施策の策定及び実施並びに民間の団体が行う男女共同参画促進施策に関する活動に資する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 六 前各号に掲げる業務に関し、男女共同参画促進施策に関する国及び地方公共団体の機関並びに民間の団体に対し、助言を行うこと。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。